

意見書

平成26年11月4日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成26年11月4日に開催した平成26年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸事業2箇所、道路事業1箇所、河川事業1箇所および砂防事業2箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 海岸事業 [県事業] 【再評価対象事業】

9番 宇治山田港海岸^{うじやまだこう}

当該箇所は、平成12年度に事業に着手し、平成21年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 海岸事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

510番 五ヶ所港海岸^{ごかしょこう}

当該箇所は、平成8年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

なお、県民等による施設の利用を想定する事業については、完成後の管理方法などについて、地元自治体、地元住民との連携も考慮した計画とされたい。

(3) 道路事業 [県事業] 【再評価対象事業】

10番 一般国道477号 四日市湯の山道路^{よっかいちゆ やま}

当該箇所は、平成9年度に事業に着手し、平成18年度、平成23年度、平成24年度に再評価を行い、その後の社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、可能な限りコスト縮減の取り組みを図られたい。

(4) 河川事業 [県事業] 【 事後評価対象事業 】

507番 二級河川 おおほりがわ 大堀川

当該箇所は、昭和56年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

(5) 砂防事業 [県事業] 【 事後評価対象事業 】

508番 じょうろくたにかわ 丈六谷川

509番 なかのたにかわ 中野谷川

508番については、平成12年度に事業に着手し、平成21年度に完了した事業である。

509番については、平成12年度に事業に着手し、平成22年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、508番、509番について、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。